

(別紙)

**【提出期限】 令和5年11月30日(木)**

奈良県県土マネジメント部 建設業・契約管理課 建設産業振興係 水井・松岡  
電話:0742-27-5429 FAX:0742-27-5313

① (一社)奈良県空調衛生工業協会、(一社)奈良電業協会、(公社)奈良県測量設計業協会の会員の方は、所属団体を通じてお申し込みください。

② 上記①以外の方は「出展申込書」を上記担当へFAXでお送りください。

## 令和5年度 奈良県建設業就職フェア

(令和6年2月3日(土)開催予定)

# 出 展 申 込 書

### 1. 企業(団体)情報

企業・事業所名	
担当部署	
担当者名	
連絡先(電話)	
連絡先(メール)	

### 2. 出展当日にご参加いただく方(予定)

部署	氏名

### 3. 採用希望者数(現時点での予定で結構です。)

	1名~2名
	3名~5名
	6名~10名
	11名~30名
	31名以上

該当する欄に○を付けてください。

裏面に続く

企業・事業所名

出展に当たっては以下の内容について了解(誓約)いたします。  
(内容を確認の上「○」を付けてください。)

## (1)暴力団等排除に係る事項

- ①役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑥出展に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- ⑦下請契約等に当たって、①から⑥のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)において、県から当該契約の解除を求められた場合、速やかにこれに従うこと。
- ⑧出展に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合、遅滞なくその旨を県に報告し、又は警察に届け出ること。

## (2)個人情報の取り扱いに係る事項

- ①個人情報の保護の重要性を認識し、出展に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- ②出展に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。就職フェアの終了後においても、また同様とする。
- ③出展にあたり個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- ④県の指示がある場合を除き、出展に際して知り得た個人情報を目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- ⑤出展に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑥出展に関する事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。  
2 出展に関する事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても出展に関する事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- ⑦出展に関する事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- ⑧県が承諾した場合を除き、出展に関する事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。
- ⑨県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、出展者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、出展者は、拒んではならない。
- ⑩本事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、県の指示に従うものとする。
- ⑪その責めに帰すべき事由により、出展に関する事務の処理に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。